

水道料金改定内容（神林地区）

水道料金は、水道メーターの口径や使用用途などにより決定する基本料金と、水道の使用量によって負担していただく従量料金との合計額で算定しています。現在、地区ごとに異なっている従量料金を市内統一します。

【 料金改定等のポイント 】

- 基本料金については、平成30年度までに市内統一が終了しています。今回改定はありません。
- 従量料金については、令和2年10月使用分から統一料金となりました。

【 改定前 】

A 基本料金

メーターの口径	基本水量	1か月につき
13 mm	5 m ³ まで	1,200 円
	10 m ³ まで	1,400 円
20 mm	10 m ³ まで	1,600 円
25 mm	10 m ³ まで	1,800 円
30 mm	なし	2,000 円
40 mm		3,300 円
50 mm		8,000 円
75 mm		12,000 円
100 mm		18,000 円
150 mm		23,000 円

B 従量料金

(税抜)

1 m ³ 当たりの額	
基本水量を超えて 20 m ³ まで	160 円
21 m ³ から 50 m ³ まで	170 円
51 m ³ 以上	180 円



【 改定後 】

A 基本料金

改定はありません

B 従量料金

(税抜)

令和2年10月使用分～

1 m ³ 当たりの額	
基本水量を超えた使用量	140 円

《 1か月当たり水道料金の計算方法》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{水道料金} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A 基本料金} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{B 従量料金} \\ \hline \text{m}^3 \times \text{140円} \\ \hline \end{array}$$

消費税相当額が加算されます メーター口径別で違います 基本水量を超えた水量を当てはめて計算します

※上記の計算は、使用用途一般用の場合です。

お問合せ先 村上市上下水道課業務室
TEL 0254-66-6190

下水道使用料改定内容（神林地区）

下水道使用料は、基本料金と従量料金との合計額で算定しています。
現在、地区ごとに異なっている従量料金を市内統一します。

【 料金改定等のポイント 】

- 基本料金については、平成30年度までに市内統一が終了しています。今回改定はありません。
- 従量料金については、令和2年10月使用分から統一料金となりました。

【 改定前 】

A 基本料金（10 m³まで）	B 従量料金（一般排水） (税抜)
使用月（1か月につき）	10 m ³ を超えて1 m ³ 当たりの額
1,500 円	200 円



【 改定後 】

A 基本料金（10 m³まで）	B 従量料金（一般排水） (税抜)
改定はありません	<u>令和2年10月使用分～</u>
	10 m ³ を超えて1 m ³ 当たりの額
	167 円

汚水認定排除量について（メーターを取り付けていない場合で、水道水以外の水を使用した場合です）

1か月当たり（世帯員1人当たりの排除量）

	水道水以外の水のみを使用した場合	水道水と水道水以外の水を併用した場合
改定前	8 m ³ ※世帯員3人目からは4 m ³	4 m ³ ※世帯員3人目からは2 m ³
改定後（令和4年6月使用分～）	8 m ³	4 m ³

《1か月当たり下水道使用料の計算方法（一般排水のみの場合）》

$$\text{下水道使用料} \text{ 円} = \text{A 基本料金} \text{ 1,500 円} + \text{B 従量料金} \text{ m}^3 \times \text{167 円}$$

消費税相当額が加算されます

基本水量を超えた水量を当てはめて計算します

※上記の計算は、一般用の場合です。認定排除量がある場合の計算には対応していません。

お問合せ先 村上市上下水道課業務室
TEL 0254-66-6190